

監査結果公表第27-5号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成27年9月1日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	土井田隆行
同	吉村和三治

記

1 措置の通知

平成14年度から26年度までの各年度包括外部監査結果に基づく措置の通知
平成27年8月25日付け 政行第64号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧
できます。

八尾市監査委員 田 中 清 様
八尾市監査委員 八 百 康 子 様
八尾市監査委員 土井田 隆 行 様
八尾市監査委員 吉 村 和三治 様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年 7 月 20 日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成 14 年度包括外部監査について

出資法人（4 法人）の財務事務及び八尾市の 4 出資法人に対する出資金、
委託料及び財政援助に関する財務事務について

○平成 19 年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成 21 年度包括外部監査について

委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

○平成 22 年度包括外部監査について

歳入の執行事務について

○平成 23 年度包括外部監査について

教育行政における取組み等について

○平成 24 年度包括外部監査について

水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について

○平成 25 年度包括外部監査について

公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

○平成 26 年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

※なお、平成 15 年度包括外部監査「補助金の財務事務の執行について」、平成 16 年度包括外部監査「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成 17 年度包括外部監査「「公の施設」の管理運営について」、平成 18 年度包括外部監査「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」及び平成 20 年度包括外部監査「国民健康保険事業及び介護保険事業について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

包括外部監査における改善措置等の状況(平成27年7月20日現在)

【参考】

年度	監査の内容	結果意見の件数		平成27年1月20日 までの 取り組み済み件数	今回取り組み済みとなった項目			次回以降要対応件数
					取り組み済み件数	うち「措置済み」件数	うち「市の判断により対応」 件数	
14	出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について	結果	22	22	—	—	—	0
		意見	53	52	0	0	0	1
15	補助金の財務事務の執行について	結果	9	9	—	—	—	0
		意見	246	246	—	—	—	0
16	八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について	結果	0	—	—	—	—	0
		意見	30	30	—	—	—	0
17	「公の施設」の管理運営について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	50	50	—	—	—	0
18	八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	62	62	—	—	—	0
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	33	26	1	1	0	6
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	3	—	—	—	0
		意見	19	19	—	—	—	0
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行について	結果	10	8	1	1	0	1
		意見	44	44	—	—	—	0
22	歳入の執行事務について	結果	5	4	1	1	0	0
		意見	25	18	5	3	2	2
23	教育行政における取組み等について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	18	12	3	3	0	3
24	水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	8	5	0	0	0	3
25	公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	結果	1	1	—	—	—	0
		意見	9	5	2	2	0	2
26	生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	0	7	7	0	0
		意見	22	0	18	15	3	4
合 計		結果	79	69	9	9	0	1
		意見	619	569	29	24	5	21

※網掛け分は、結果・意見への措置等が完了したもの

1. 平成27年7月20日現在で改善措置等を講じた事項

【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	職員課	(1)期末手当・勤勉手当	イ)役職段階別加算 期末手当及び勤勉手当について役職段階別加算率が加味されるが、役職による場合だけでなく、高卒採用在職27年以上または在職20年以上かつ年齢45歳以上の者については100分の10、高卒採用在職13年以上または在職7年以上かつ年齢31歳以上の者については100分の5の加算がされ、年功序列的な支給がなされている。役職段階別加算は、役職の職責に応じて支給するのが本来の制度の趣旨である。役職に応じた加算体系とすることを検討すべきである。	役職段階別加算制度につきましては、職員団体等との協議を重ねてきた結果、在職年数や年齢による加算を廃止し、役職に応じた加算体系とすることといたしました。現在、平成27年4月1日の施行に向けて、規則改正作業を行っているところです。	役職段階別加算制度につきましては、職員団体等との協議を重ねてきた結果、在職年数や年齢による加算を廃止し、役職に応じた加算体系とする規則改正を行い、平成27年4月1日から施行いたしました。 (措置済み)

【平成21年度】委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

3. 契約別監査の結果

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市政情報課	住民情報システム稼働に関する運用支援業務委託契約(表中11)について	実績チェックの方法が適切になされていない点が散見される。委託業務仕様書と勤務状況報告書の内容が一致していない。勤務状況報告書の提出は受けているが、内容の精査がされていない。また、実績と予算の対比もできていない。適切な実績チェック及び予算実績差異分析を行うべきである。	住民情報システム稼働に関する運用支援業務委託については、平成21年度より、各作業項目にかかる工数(人月)及びプログラム本数を見積もりに入れ、年度末に各担当者が開発したプログラム本数を割り出し実績チェックを行っています。 勤務状況報告書の内容の精査については、一年を通して開発する案件や緊急障害対応等があり各月においてプログラムの修正本数が何本、と固定されているわけではないため、勤務状況報告書による内容は、その日に作業した内容を記載し、年度末に成果物及びプログラム本数のチェックを行った上で契約に反映しておりましたが、予算実績差異分析は十分ではなかったため、今までの実績チェックに加え、これまでの期間について改めて行いました。	住民情報システム稼働に関する運用支援業務委託については、平成21年度より、各作業項目にかかる工数(人月)及びプログラム本数を見積もりに入れ、年度末に各担当者が開発したプログラム本数を割り出し実績チェックを行っています。 勤務状況報告書の内容の精査については、一年を通して開発する案件や緊急障害対応等があり各月においてプログラムの修正本数が何本、と固定されているわけではないため、勤務状況報告書による内容は、その日に作業した内容を記載し、年度末に成果物及びプログラム本数のチェックを行った上で契約に反映しており、また、これまでの期間について予算実績差異分析を行ったところです。 本業務委託については、汎用機システムの再構築が完了したことに伴い、今年度以降契約を締結しない予定ですが、今後運用支援契約を締結する際には、適切な実績チェック及び予算

					実績差異分析を行う仕組みを導入してまいります。 (措置済み)
--	--	--	--	--	-----------------------------------

【平成22年度】歳入の執行事務について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	住宅管理課	保証人の活用について	<p>入居時に保証人を設定しているが、家賃滞納時において保証人へ督促を行っている実績はなく、保証人制度が適切に運営されていない。</p> <p>滞納が始まった時点で滞納者に対して督促状に保証人に求償する旨の記載をし、保証人にもその旨を伝達する必要がある。理由は滞納額が多額になってから通知するのでは信義則に反するとともに、保証人の負担能力を考慮しても実行可能性に欠けることになるからである。そして、滞納月数が長期にわたる場合には、適切な時期に保証人に対して滞納家賃の請求を行っていく必要がある。</p>	<p>住宅使用料の滞納督促について、保証人に対しても、使用料の納付を促す通知を送付することは、使用料の納付について一定効果があると考えられます。</p> <p>これまで、住宅使用料の滞納事務過程の中で、保証人に対して督促、求償を行うにあたっての指針等がなかったため、平成 25 年度から滞納事務処理要綱の作成を進めており、素案に対する顧問弁護士等の意見を踏まえた上で、平成 26 年度中に運用を開始できるように、要綱案を確定させているところです。</p>	<p>住宅使用料の滞納事務については、保証人についても、滞納事務過程の中に位置づけるため、保証人への求償規定を盛り込んだ、八尾市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱を平成 27 年 1 月末に制定し、同年 2 月より要綱に基づく運用を行っております。</p> <p>(措置済み)</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

4. 放課後児童室使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	青少年課	債権管理について	<p>所管課は、予め保護者から「八尾市放課後児童室条例第5条第2号に規定する1か月以上放課後児童室使用料を滞納した場合には、入室許可を取り消すことを承諾します。」と明記した放課後児童室入室許可申請書入手し、現年度分の滞納について個別電話催告や滞納者の入室許可保留を実施し滞納使用料の徴収に努めているが、現年度分及び滞納繰越分いずれにおいても、収納状況に改善はみられない。</p> <p>収納状況が悪化した原因を追究し、収納状況の改善に努められたい。</p>	<p>使用料の滞納については、児童の退室後の滞納者数が増加しており、児童の退室後は収納が困難となるのが、収納状況悪化の大きな要因となっています。</p> <p>そこで、児童が在室中の滞納者に対する取り組みを強化し、現年度分の滞納者に対しては、毎月現年滞納分の督促状、催告書を送付しておりますが、これに加えて在室児童の過年度滞納者に対しては1月からの次年度入室申請時に滞納が3ヶ月以上あった場合、入室不許可要件として滞納者全員に通知を送付し、1ヶ月分でも納付して頂いた上で分納誓約をして頂くよう働きかけを行いました。分納誓約を頂いた場合の納付状況についても確認を行い、次年度入室申請時の入室の可否について決定する予定です。</p> <p>また、各児童室の滞納者状況を常に把握できるよう地区担当者制を導入し、従来以上にきめ細かな個別対応を行い、さらに、過年度に引き</p>	<p>使用料の滞納については、児童の退室後の滞納者数が増加しており、児童の退室後は収納が困難となるのが、収納状況悪化の大きな要因となっています。</p> <p>そこで、児童が在室中の滞納者に対する取り組みを強化し、現年度分の滞納者に対しては、毎月現年滞納分の督促状、催告書を送付しておりますが、これに加えて在室児童の過年度滞納者に対しては1月からの次年度入室申請時に滞納が3ヶ月以上あった場合、入室不許可要件として滞納者全員に通知を送付し、1ヶ月分でも納付して頂いた上で分納誓約をして頂くよう働きかけを行いました。分納誓約を頂いた場合の納付状況についても確認を行い、入室申請時の入室の可否について決定を行いました。</p> <p>また、滞納者への面談・電話相談、納付書払の利用者への口座振替利用の啓発、減免制度の周知等、収納状況の改善に努めてまいりまし</p>

				<p>続き夜間の訪問徴収を実施(2名構成で4チーム)する予定としており、児童の在室中に納付してもらえるよう取り組みを進め、行財政改革アクションプログラムの目標値の達成に向けて取り組んでまいります。</p>	<p>た。</p> <p>これらの取り組みを着実に進めてきた結果、計画期間内に行財政改革アクションプログラムの目標値の達成には至らなかったものの、収納状況は現年度分及び滞納繰越分ともに平成 21 年度から大きく改善しております。</p> <p>今後も児童が在室中の滞納者に対する取り組みを重点的に行い、更なる収納状況の改善を進めてまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
--	--	--	--	--	--

7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	住宅管理課	処分予定のない遊休地について	<p>公有地を有効活用することを目的として、公有地有効活用検討委員会が設置されており、下記に該当する以外の公有地については、処分に際しての制約、障害が無いかが十分検討するとしつつも原則として処分する方針を定めている。</p> <p>① 本来の行政目的に従って活用するもの</p> <p>② 新たな活用目的が明確で、市の公共施設用地として活用するもの</p> <p>③ 行政で直接活用は困難であるが、民間などに貸付けることにより行政目的が果たすことが見込まれるもの</p> <p>④ 現在のところ活用目的が明確でないが、将来、公共あるいは公共公益施設用地としての活用が期待できるもの</p> <p>ところが、市は西郡改良住宅 27 号館に隣接する土地を、平成9年度に約7千万円で取得している。</p> <p>当該土地は、住宅地区改良事業として取得されているが、取得以降事業化や処分予定もなく更地のままとなっている。取得に至る経緯も当時担当していた改良事業室(同室は平成9年度に廃止)の書類の保存年限が経過しており残っていない。当該遊休財産については公有地有効活用検討委員会による検討俎上にもあがっていない。その理由は当該土地は三方が民間私有地と隣接し、残りの一方は改良住宅の敷地と隣接するため、一般道に出るための通路が確保できないため処分ができないとされていた。</p> <p>しかしながら、当該遊休財産について上記④であるか再検討し活用するのであれば暫定利用も含め早期に資産活用を検討すべきである。</p>	<p>当該土地に関しましては、包括外部監査の指摘にあるとおり、処分ができないとの理由から、公有地有効活用検討委員会における検討を保留していました。</p> <p>また、包括外部監査の指摘を受け、改めて所管課及び行政改革課にて検討を行った結果、将来、隣接する 27 号館、26 号館の機能更新時に、当該土地も含めた検討を行うこととしておりました。</p> <p>しかしながら、今後も当該土地に関する状況に変化が直ちに目に見込まれる状況にないことから、公有地有効活用検討委員会において、今後の取り扱いの方向性について検討し、市としての方針決定につなげてまいります。</p>	<p>当該土地に関しましては、包括外部監査の指摘にあるとおり、処分ができないとの理由から、公有地有効活用検討委員会における検討を保留していましたが、今般、同委員会において、検討を行い、保留地(現在のところ活用目的が明確でないが、将来、公共あるいは公共公益施設用地としての活用が期待できるもの)として整理を行いました。</p> <p>現状として、暫定利用を含め活用は困難ですが、社会状況や周辺環境の変化及び新たな行政課題等を踏まえ、どのような活用が可能であるか適宜検討することといたします。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

11. 幼稚園入園料・保育料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	教育政策課	入園料及び保育料の値上げについて	<p>大阪府下の他の市と比較してみると、大阪府下の公私立幼稚園の平均保育料は、約 103,000 円となっており、八尾市立幼稚園の保育料は約1万円低くなっており、順位も35市中25番目となっており、比較的低い保育料であるといえる。</p> <p>次に、据置期間をみてみると、八尾市立幼稚園の保育料は年額 93,500 円であり、平成7年度に改定されて以来、現在まで 14 年間据え置かれており、入園料についても、昭和 53 年に改定されて以来、現在まで 31 年間据え置かれており、他の使用料等の改定状況からしても、長期間据え置かれているといえる。さらに、八尾市立幼稚園の入園料及び保育料を幼稚園費で除して、受益者負担割合を算定してみると、15%で推移しており、大半は市の負担のうえに成り立っていることがわかる。</p> <p>一方、市も、八尾市幼稚園審議会の平成 22 年7月の答申を受けて、入園料及び保育料の改定を検討中であるが、幼稚園を巡っては、平成 22 年6月 29 日に少子化社会対策会議において「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」が決定されている。これに基づき「子ども・子育て新システムの検討会議」の作業グループの下で、幼保一体化の制度の詳細について検討されており、入園料及び保育料の価格制度についても検討されているところである。</p> <p>このように早期値上げは実施しにくい状況にはあるが、大阪府下の他市との比較、据置期間、及び受益者負担割合からすれば、八尾市立幼稚園の入園料及び保育料は値上げも検討すべきであり、制度変更が滞っている場合には、早期に対応されたい。また、現在の入園料及び保育料で据え置いている期間については、職員数の削減等に取り組み、歳出削減に努められたい。</p>	<p>現在、公立の就学前施設での幼保一体化施設の整備について、保育担当所管と検討を重ねております。</p> <p>入園料及び保育料については、平成 24 年8月に成立された子ども・子育て関連3法における新制度の内容や国から示された利用者負担の考え方、国の幼児教育無償化の動向等を踏まえて、方針及び内容を確定してまいります。</p> <p>なお、幼稚園教員等の職員数については、園児数及び学級数により、本市の配置基準に則り適正かつ必要最小限の配置を行っているところでありますが、幼保一体化に向けた検討課題の一つとして、その職員体制について検討してまいります。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、公立幼稚園の保育料条例を改正し、入園料を廃止するとともに、保育料額については利用者世帯の所得に応じた負担額に改めました。</p> <p>なお、幼稚園教員等の職員体制につきましては、幼保一体化に向けた検討課題として対応してまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
4	教育政策課	減免制度の見直しについて	<p>減免対象者である、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯のいずれに対しても、全額減免を実施しているため、減免総額が府下で最大である。また、1件あたりの減免金額をみても、高い水準にある。府下の市の大半は、国の補助金(公立幼稚園の幼稚園就園奨励費に係る国庫補助限度額)と同等程度を減免しているのみである。低所得者への負担に十分に配慮しつつも、近年の厳しい経済状況を鑑みれば、減免額の再検討も行うべきではないか。</p>	<p>上記と同様に、入園料・保育料の減免制度についても保育担当所管と協議を重ねており、子ども・子育て支援新制度の内容を踏まえた本市における保育料の見直しとあわせて検討し、方針及び内容を確定してまいります。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、公立幼稚園の保育料条例を改正し、入園料を廃止するとともに、生活保護世帯、市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯を対象とした全額減免制度を廃止し、保育料額については利用者世帯の所得に応じた負担額に改めました。</p> <p>(措置済み)</p>

12. 公有財産の活用

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	財産活用課	公有地の有効活用について	<p>市では、公有地の有効活用を図るべく、公有地有効活用検討委員会において、平成 18 年 1 月までに公用、公共用等に活用されていない 41 物件の有効活用について検討を行い、それぞれの行政目的の用途に活用すべき物件についてはその用途に供し、利用計画のない物件については平成 18 年度より 5 年間の処分計画方針に基づき処分執行を進めている。これにより、処分及び有償貸付等利用中で処理済みと考えられるものが、55,160 m²のうち、32,309 m²、58.6%となっている(検討追加分の処分を含む。)</p> <p>しかし、平成 21 年度より新たに 16,033 m²が検討財産に追加されており、処理済みの 2,271 m²を除いた 13,762 m²が実質的に検討財産に追加されており、36,613 m²の公有地の有効活用が図られていない。</p> <p>その内、売却処分の方針が出ているものが 15,741 m²あるので、実質的には 20,872 m²が有効活用されていない。さらにその内、7,278 m²は八尾市土地開発公社が保有しており、毎年金融機関への支払利息分が簿価に加算されている。</p> <p>これに対して、市では、公有地有効活用検討委員会の委員を、政策推進担当部長、総務部長、財政部長、人権文化ふれあい部長、こども未来部長、建築都市部長、土木部長、学校教育部長が担当しており、横断的な体制により、公有地の有効化を図っているところであるが、取り組みが十分とはいえない。</p>	<p>売却方針が出ている未利用地のうち、実質的に手続を進めることが可能な物件につきましては、平成 27 年 1 月に処分を完了いたしました。</p> <p>なお、残る未利用地の活用方針につきましては、「①行政目的に従って活用」、「②公共施設用地として活用」、「③公共公益施設用地として活用」、「④保留地」という類型に従い、公有地有効活用検討委員会において再度検討してまいります。</p>	<p>公有地有効活用検討委員会を開催し、売却方針が出ている未利用地のうち、売却が可能な物件については全て処分を完了したことを確認するとともに、残る未利用地は全て「保留地」として整理をいたしました。</p> <p>なお、保留地につきましては、社会状況や周辺環境の変化及び新たな行政課題等を踏まえ、どのような活用が可能であるか適宜検討することといたします。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

【平成23年度】教育行政における取り組み等について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 市立幼稚園の運営について

(2)市立幼稚園の保育料について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	教育政策課	保育料の見直し周期を設定すべきである	<p>市は、保育料の見直し周期を定めておらず、平成 7 年度から 15 年間見直しが行われていない。経済環境の変化への対応や内部の体制・コスト構造の変化などに対応するために、定期的に見直し検討を行うことが望まれる。</p> <p>よって、保育料の見直し周期を規則等で定めたいので、改定を行うか否かに関わらず、一定の見直し期間毎に保育料見直しの検討を実施すべきである。</p>	<p>見直し周期については、現在、国の子ども子育て新制度の内容や国から示された利用者負担の考え方、国の幼児教育無償化の動向等を踏まえ、幼稚園保育料の見直しとともに検討してまいります。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、公立幼稚園の保育料条例を改正し、入園料を廃止するとともに、保育料額については利用者世帯の所得に応じた負担額に改めました。</p> <p>今後は、国が定める利用者負担額基準額を踏まえ、国の基準額改定の際に見直しの検討をしていくこととします。</p> <p>(措置済み)</p>

2	教育政策課	保育料の見直しを検討することが望まれる	<p>現在、八尾市の受益者負担率は40.9%であり、大阪府内の他市平均41.4%と同水準である。しかし、各市ごとの受益者負担率は、14.2%から113.5%と幅が大きく、また平均の近くに多くの市があるわけでもなく、分散が非常に大きい状況である。これは各市の受益者負担に対する考え方がそれぞれ異なることなどに起因すると考えられる。</p> <p>市においては、長期間保育料の見直しが行われていない状況であることから、保育料が現状に即した適切な金額であるかを検討することが望まれる。</p>	<p>現在、公立の就学前施設での幼保一体化施設の整備について、保育担当所管と検討を重ねております。</p> <p>入園料及び保育料については、平成 24 年8月に成立された子ども・子育て関連3法における新制度の内容や国から示された利用者負担の考え方、国の幼児教育無償化の動向等を踏まえて、方針及び内容を確定してまいります。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、公立幼稚園の保育料条例を改正し、入園料を廃止するとともに、保育料額については利用者世帯の所得に応じた負担額に改めました。</p> <p>(措置済み)</p>
---	-------	---------------------	---	---	---

(3)保育料の減免について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	教育政策課	減免額の見直しを検討すべきである	<p>減免は運営費のうち利用者が負担すべき金額を公費負担とする措置である。現状の減免制度で、利用者と私立幼稚園に通園する保護者を含むほかの市民との負担の公平・中立性が確保できているかを検討し、その結果によっては減免制度の見直しを実施すべきである。</p> <p>たとえば、減免措置は、低所得者への幼児教育の機会提供を目的としているため、一律全額免除とするのではなく、所得に応じて段階的な減免割合を設定することなどが考えられる。</p>	<p>上記と同様に、入園料・保育料の減免制度についても保育担当所管と協議を重ねており、子ども・子育て支援新制度の内容を踏まえた本市における保育料の見直しとあわせて検討し、方針及び内容を確定してまいります。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、公立幼稚園の保育料条例を改正し、入園料を廃止するとともに、生活保護世帯、市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯を対象とした全額減免制度を廃止し、保育料額については利用者世帯の所得に応じた負担額に改めました。</p> <p>(措置済み)</p>

【平成25年度】公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 道路、橋梁及び水路・河川について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	土木総務課	台帳に記載された協定及び覚書に係る資料の管理について	<p>管理協定台帳に記載された協定及び覚書の所在が確かめられていない。</p> <p>管理協定台帳に記載された協定及び覚書について、台帳に保管場所を登録するといった対応を行う必要がある。</p>	<p>協定書及び覚書等の保管については、平成26年度の道路台帳システムの更新において、一元管理を徹底し、原本の保管場所の明記、電子データ化による検索の簡素化を図るようにし、適正な資料管理に努めてまいります。</p>	<p>協定書及び覚書の保管については、平成26年度の道路台帳システムの更新により、一元管理を徹底するとともに検索の簡素化を図り、また、原本についても、一箇所集中管理することで、適正な資料管理を行うようにいたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
2	土木建設課 土木総務課	土地の権原取得に係る資料管理について	<p>市道の一部について、抵当権付きの土地の寄附を受けたが、抵当権の顛末が資料に記載されていなかった。</p> <p>土地の権原取得の経緯を記載した資料には、最新の状況を記載し、権原の状況を随時把握できるようにしておくべきである。</p>	<p>土地の権原取得に係る資料については、平成26年度の道路台帳システムの更新において、一元管理を徹底し、常に最新の情報に更新するように努めます。</p>	<p>土地の権原取得に係る資料については、平成26年度の道路台帳システムの更新により、一元管理を徹底するとともに、常に最新の情報に更新することで、権原の状況を随時把握できるようにいたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

【平成26年度】生活保護事業に関する事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

2. 生活保護の開始手続

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生活福祉課	ケース記録への保護決定が遅延した理由の記載漏れ	市では、生活保護の要否、種類等の決定が保護開始の申請のあった日から 14 日を超えた場合、その理由をケース記録等に記載した上で決裁を得ることとしているが、葬祭扶助の事例において、申請日から保護開始決定日までの期間が 14 日を超えているが、ケース記録に遅延した理由が記載されていないまま決裁されているものが発見された。 ケース記録には、保護決定が遅延した理由を記載する必要がある。		葬祭扶助の事例においても、ケース記録に遅延した理由を記載して決裁を得よう事務処理を変更いたしました。 (措置済み)

3. 支給手続

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	会計課	前渡資金の精算期限に係る伺書の廃棄年月の記載誤り及び施行日の記載漏れ	生活保護費に係る前渡資金の精算期限の延長に係る伺書は、未だ継続している案件であることから、完結していない文書扱いであるが、廃棄年月を定めていた。 完結していない文書については、完結日が到来してから、廃棄年月を記載すべきである。 また、当該伺書は、文書の効力が発生しているにもかかわらず、施行日が記載されていなかった。		継続中で完結していない事案に関する伺書であったため、廃棄年月の記載を抹消し、未記載の施行日については施行日を記入するとともに、今後は八尾市文書取扱規程に従った事務処理を徹底するようにいたしました。 (措置済み)

4. 生活保護開始後の調査及び指導・指示業務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	生活福祉課	援助方針の見直し時期の遅延	被保護者への援助方針が1年間に1回も見直されていないものが発見された。 厚労省の局長通知に基づき、援助方針が少なくとも1年に1回は見直しできるよう、訪問時期を考慮することが必要である。		援助方針については、厚労省の局長通知に基づき、少なくとも1年に1回は見直しを行うため、ケースワーカーは、毎月の訪問日をあらかじめ確保するとともに、査察指導員は、訪問調査活動の進行管理を強化するために、新たに「訪問進行管理表」を作成し、進行管理を行うこととし、この管理表を有効活用することによりケースワーカーによる訪問調査活動が確実に実施されるよう対応いたしました。 (措置済み)

5. 被保護者に対する訪問調査

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	生活福祉課	定期的な訪問の未実施	計画どおりに訪問調査を行えていないものが発見され、最長では2年以上訪問調査が行われていなかった事例も発見された。 法及び国の通知に鑑みると、少なくとも1年に2回以上の訪問調査を実施すべきである。		厚労省の通知に基づく訪問調査活動の実施に向けて、ケースワーカーは、毎月の訪問日をあらかじめ確保するとともに、査察指導員は、訪問調査活動の進行管理を強化するために、新

					<p>たに「訪問進行管理表」を作成し、進行管理を行うこととし、この管理表を有効活用することによりケースワーカーによる訪問調査活動が確実に実施されるよう対応いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
--	--	--	--	--	--

6. 生活保護の停止・廃止

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	生活福祉課	定期訪問調査の漏れ	<p>訪問計画が立てられていたが、2年以上訪問調査が行われていなかったものが発見された。</p> <p>訪問調査は優先度の高い業務と位置づけ、定期的を実施することが必要である。</p>		<p>訪問調査活動は優先度の高い業務と位置づけ、定期的の実施すべく、ケースワーカーは予め当該月の訪問日についてスケジュール表に記載するとともに、査察指導員に報告を行うことで、訪問日を確保できるようにし、また、訪問日は他の業務よりも訪問調査活動を優先して行うことといたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

8. 生活保護費の返還と徴収及びその債権管理

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	生活福祉課	作成様式に関する要領の要改訂	<p>滞納処理事務取扱要領作成後、生活保護システムが改修され、当該要領で作成が定められている資料の一部については、システムにて実施しているため、作成をしていない状況のものがある。</p> <p>現状行っている処理状況と整合していないため、現状の滞納処理事務に即した要領に改訂して運用すべきである。</p>		<p>現状の滞納処理事務に即した滞納処理に関する規定を設けた新たな滞納処理事務取扱要領を平成 27 年 4 月 1 日付で制定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
7	生活福祉課	督促状に関する要領の要改訂	<p>滞納処理事務取扱要領によれば、納期限後 20 日以内に督促状を発送しなければならないとされているが、滞納者の事情等を考慮し、督促状を発送していないケースが発見された。</p> <p>個別の事情に対応する必要があるのであれば、その場合の取扱いを規定する要領へと改訂することが必要である。</p>		<p>新たに制定した滞納処理事務取扱要領において、現状の滞納処理事務に即した督促状等の送付に関する規定を設けました。</p> <p>(措置済み)</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 生活保護の開始手続

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生活福祉課	生活保護申請日の解釈に関する基準の作成及び運用について	<p>葬祭扶助の支給に関し「生活保護開始の申請があった日」に係る各担当者の解釈が統一されていなかった。</p> <p>生活保護申請日は、申請手続に係る期間の起算日となる等、重要な日付であり、申請日の基準を統一すべきである。</p>		<p>葬祭扶助の支給に関する取扱いについて、具体例を示した資料を作成し、申請日の基準に対する解釈の統一化を図りました。</p> <p>(措置済み)</p>

2	生活福祉課	面接記録票への具体的内容の記載について	生活保護の相談内容等を記載する面接記録票に、他制度について説明した旨の記載があったが、どのような貸付制度についての説明を行ったかが不明なものが発見された。 面接記録票には、他制度の説明について内容が分かるような記載をしておくことが望ましい。		面接記録票には、他制度について説明した場合、どのような制度について説明を行ったか記載することとしておりますが、今後同様のケースが発生しないよう、必ずチェックすることといたしました。 (措置済み)
---	-------	---------------------	---	--	---

3. 支給手続

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	生活福祉課	前渡資金額の適正化について	生活保護費の窓口支給分として、毎月受けている前渡資金について、平成 25 年度の月別返納率は平均 28.5%(15,204 千円)であり、窓口平均支給額を 100 千円とすると平均返納額で 152 世帯分となり、前渡資金は過剰と考えられる。前途資金を算出するにあたって、特にルールは設けられていないが、必要以上の現金を保有すべきでなく、保有すべき金額を適切に見積もり、縮減すべきである。		窓口支給分として毎月受けている前渡資金の額については、返納率の縮減を図るため、当年度の前渡資金額、精算額、返納率の実績等を勘案しながら見積もるようにいたしました。 (措置済み)

4. 生活保護開始後の調査及び指導・指示業務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	生活福祉課	調査記録表の扶養義務者の状況欄の適時更新について	被保護世帯の状況をまとめている調査記録表における扶養義務者の状況欄において、生活保護開始時に「照会予定」等となっているが、その後の照会結果を記録していない等、扶養義務者の状況欄が更新されていないものが発見された。 扶養義務者の状況は適時に更新し、査察指導員及び管理職が、その調査の進捗状況を確認すべきである。		扶養照会調査を行って回答を受理した場合、調査記録表の「扶養義務者の状況」欄にて、更新履歴の確認ができるよう、その記載例を記した資料を作成したことにより、査察指導員及び管理職が、進捗状況を確認できるようにいたしました。 (措置済み)
5	生活福祉課	調査記録表の訪問区分欄の適時更新について	被保護者の訪問区分が変更になっているが、更新されていない調査記録表が発見された。 訪問区分は適時に更新し、査察指導員及び管理職は、その更新内容を確認する必要がある。		訪問区分が変更となった場合に、調査記録表における「訪問区分」欄にて更新履歴の確認ができるよう、その記載例を記した資料を作成したことにより、査察指導員及び管理職が、更新内容を確認できるようにいたしました。 (措置済み)
6	生活福祉課	収入申告書等の調査資料の保管方法の改善について	収入申告書等の調査資料は、決裁書面を整えるまで、担当ケースワーカーにその保管が一任されており、個人の机等に保管している等の状況である。 紛失等のリスクを避けるため、保管用共有キャビネットでの管理等の対応が必要である。		収入申告書等の調査資料の管理については、ケースファイルに添付して決裁を行うまでの間、保管用の共通キャビネットを設置し、個人別に保管するようにいたしました。 (措置済み)

5. 被保護者に対する訪問調査

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
7	生活福祉課	実行可能性のある訪問計画の策定について	<p>市は、大阪府の訪問調査基準表に従った訪問計画を設定しているが、人員数等により、事実上、実現が困難な計画となっている。</p> <p>市の実情に応じた実行可能な訪問計画を策定し、これに基づく訪問管理を行うことは、現状の訪問調査状況を改善することになる。また、訪問計画の達成には、ケースワーカーの訪問調査に対する意識の向上を図ることが必要である。</p> <p>また、訪問調査基準については、生活状況の把握などの訪問目的を達成するために考慮されたものであれば、市独自の訪問基準を設定することが可能であるので、多数の訪問回数を求められているケースについて、生活実態の継続的な把握が可能な範囲内で、訪問調査基準の見直しを検討されたい。</p>		<p>訪問調査計画の策定について、市独自の訪問調査基準の設定を検討しておりましたが、先般、国において、全国的に同一水準の訪問計画が策定されるよう通知がなされたことから、府の訪問調査基準に準拠しない市独自の訪問調査基準の設定が困難となりました。</p> <p>今後、個々の世帯の状況に応じて、国の基準に基づき、適切な訪問調査基準の適用に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
8	生活福祉課	被保護者の状況に係る査察指導員及び管理職への報告の徹底について	<p>ケースワーカーは、訪問を実施した場合等に査察指導員及び管理職に結果報告をすることとなっているが、報告期限等の取り決めはなく、報告が行われていないものも発見された。</p> <p>訪問を実施した場合等の結果報告期限を設け、速やかに査察指導員及び管理職へ報告することが必要である。</p> <p>また、適宜の報告を行うために、報告期限を設けることが必要である。</p>		<p>ケースワーカーの訪問等のケース記録について、月末を報告の期限とする運用を定めました。</p> <p>(措置済み)</p>

7. 医療扶助

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
9	生活福祉課	嘱託医日誌への記載について	<p>嘱託医日誌は、嘱託医が実施した業務の内容を記載し、市に提出するものであるが、相談記録件数等の「助言・指導等」に係る項目に記入がされていないものが発見された。</p> <p>実施業務の正確な把握のために、「助言・指導等」に係る項目に記入を行うことが望まれる。</p>		<p>嘱託医日誌においては、実施業務の正確な把握のために、「助言・指導等」に係る項目について、記入漏れがないようチェック体制を強化いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

8. 生活保護費の返還と徴収及びその債権管理

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
10	生活福祉課	長期分割返済を認めた債権の判断理由の明確化について	<p>長期分割返済を行っている債権について、長期分割に対する判断過程の記録が保管されていないものが発見された。長期分割返済を容認する場合には、判断過程を明確にし、記録して保管すべきである。</p> <p>また、滞納者の状況を勘案して、少額分割返済を容認する場合においても、判断過程を記録し、適切に引継ぎを行うべきである。</p>		<p>分割返済につきまして、長期の分割返済を行った場合には、ケース診断会議記録に判断に至った過程等を記載し、ケースファイルに綴るとともに、分割返済期間中に、少額分割返済を含む返済額の変更等を行った場合には、ケース記録に判断理由や過程を記載した上で、管理職の決裁を得ることとし、適切に引継ぎが行えるよう対応いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

9. 自立支援

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
11	生活福祉課	援助方針の策定(Plan)及び明確化について	ケース記録に就労支援に関する被保護者の課題及びそれに対する援助方針の記載がされていない。援助方針を定め、ケース記録に記載すべきである。		就労支援による援助方針につきまして、今後どのような支援をしていくかといった具体的な方針をケース記録に記載することとし、その記載例を記した資料を作成いたしました。 (措置済み)
12	生活福祉課	援助方針に基づく就労支援の実施(Do)及びハローワークとの情報の共有化について	就労支援職員とハローワークで被保護者に対する就労支援に関する会議を行った場合の議事録を市は入手していない。 議事録の別紙には、課題や支援メニューに関する記録があるので、議事録を入手し、就労支援に活かすべきである。		ハローワークより、就労支援に活かすため、「ケース会議記録」及び「就労支援プラン」のコピーを入手し、ケースファイルに添付することとし、情報共有の徹底を図るよう事務処理を改善しました。 (措置済み)
13	生活福祉課	就労支援の実施結果の評価(Check)、援助方針への反映(Action)について	就労支援実施後の、被保護者ごとの課題分析等、評価は実施されていない。 就労支援実施後には、実施結果を受けた評価を実施し、今後の援助方針へ反映すべきである。		就労支援における支援終了後の実施結果の課題分析等、評価をし、今後の援助方針へ反映するようケース記録に記載することとし、その記載例を記した資料を作成いたしました。 (措置済み)
14	生活福祉課	PDCA サイクル手法の文書化について	PDCA サイクルを実行するためには、全ケースワーカーや査察指導員が就労支援に対する共通認識を持ち、支援を行えるよう、「対象者の選定」、「支援の実施」、「支援の評価と見直し」等の手続について文書化すべきである。		就労自立促進事業におけるPDCA サイクルを実行するための手法につきまして、事務フロー図を含め、マニュアルを作成いたしました。 (措置済み)

10. 査察指導員のケースワーカー業務に係る進行管理

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
15	生活福祉課	査察指導員のケースワーカーへの文書による指導・指示の徹底について	査察指導員がケースワーカーから相談を受けた場合、対応方針について、口頭やメモ書きで連絡を行うことが多い。 対応漏れや、将来同様の事項が発生した際に過去の対応との整合を図るため、相談・対応内容については文書としてケース記録に残しておく必要がある。		査察指導員のケースワーカーからの相談を受けた場合の対応につきましては、査察指導員が「指導状況&指示事項等」を新たに作成し、指導日、担当ケースワーカー、相談内容、結果等について、記載し、記録を残すようにいたしました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
16	生活福祉課	重点的扶養能力調査の実施状況の確認について	重点的扶養能力調査について、ケースワーカー1人当たり年間30世帯以上の調査をし、4年間で被保護世帯全件について調査することとしているが、4年間で完結する調査実施計画を立てているが、4年間を通じての計画の作成は任意となっており、全件調査の進捗管理が行えていない状況である。 4年間を通じた調査実施計画の作成及び進捗管理を行う必要がある。		重点的扶養能力調査の調査実施計画及び進捗管理につきましては、査察指導台帳の一部として、新たに作成いたしました「訪問進行管理表」において、扶養調査の欄を設け、実施した年度を記載することで、進捗管理を行うことといたしました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

17	生活福祉課	調査手続に係る 顛末管理の徹底 について	<p>査察指導員は調査手続に漏れがないか、査察指導台帳を作成して管理しているが、実施した手続の記載欄は設けられているものの、その顛末を確認する欄は設けられていない。査察指導員による手続の顛末確認ができるように、確認簿の様式を修正する必要がある。</p> <p>また、生活保護開始後3ヵ月における点検等、実施すべき手続の確認簿を作成しているが、同様に顛末確認欄を設ける必要がある。</p>	/	<p>査察指導台帳において、「同意」欄、「履行」欄を「回収」欄に変更し、調査した件数に対する回収した件数を記載するよう変更し、回収状況を管理することいたしました。</p> <p>また、査察指導台帳において、3か月点検チェック欄を設け、実施日を記載することで、顛末の状況把握を行うこといたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
----	-------	----------------------------	---	---	---

11. その他(ケースファイルの保管について)

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
18	生活福祉課	ケースファイル管理ロッカーの施錠チェックについて	<p>終業時のケースファイル管理ロッカーの施錠については、ほぼ全ての者が行う可能性があるが、誰が施錠を行ったかの管理が行われていない。</p> <p>日々の施錠について、施錠漏れが起こらないようにする体制を構築するべきである。</p>	/	<p>ケースファイルの管理ロッカーの施錠について、課内の全職員がすぐに把握できる位置に鍵の配置場所を設け、終業時には施錠状況を把握することにより、施錠漏れを起こさない体制を構築いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成14年度】 出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 財団法人八尾市清協公社について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	清協公社の今後のあり方について イ) し尿収集業務以外の業務の段階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間へ移行していくのが望ましい。	当該法人は、平成27年4月より組織の縮小と市直営化に向けた取り組みとして、し尿汲取り業務を順次市の直営業務として進めていくこととしており、放置自転車移動保管等業務については平成27年度中に廃止する予定で関係機関と協議を進めています。	平成27年4月にし尿汲取り業務の一部を市の直営業務とし、次年度以降も順次市の直営業務の範囲を広げていく予定です。 放置自転車移動保管等業務については平成27年度中の廃止に向け、関係機関と協議を進めています。

【平成19年度】 人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 職員数

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1) 定数管理	定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。 定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。 しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。 定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。	定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、数値目標を定めることが難しい状況は継続しております。 今後も、人件費総額についてのトータルコストを意識しながら、定数外職員の任用に関する個別理由を精査し、引き続き、数値目標となるべき指標のあり方について検討してまいります。	定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、数値目標を定めることが難しい状況は継続しております。 平成27年6月に策定した「八尾市行財政改革指針」において、多様な人材の活用など、人件費総額抑制のための取り組みの必要性をうたっており、今後も、人件費総額についてのトータルコストを意識しながら、定数外職員の任用に関する個別理由を精査し、引き続き、数値目標となるべき指標のあり方について検討してまいります。

<p>2 人事課 行政改革課</p>	<p>(2)職員配置</p>	<p>(市長部局)</p> <p>現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げられており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。</p> <p>過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。</p> <p>しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置を行なう必要がある。</p> <p>また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討すべきである。</p> <p>事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、現状、大半の課において担当制が導入されていることから、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシップの発揮が望まれる。</p> <p>さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれにかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件費と代替コストのトータル管理が必要である。</p> <p>一方、制度改革が頻繁に行なわれる部署においては業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざるを得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点から当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を適切にするために必要と考える。</p>	<p>平成26年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>さらに、提案型公共サービス実施制度については、「市民課及び総合案内室の窓口業務」及び「八尾市臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金給付事業に係る『窓口受付・事務処理業務派遣』及び『コールセンター運営業務』」の外部委託において活用し、正職員が直接行うべき業務とそれ以外の業務の範囲の整理を行うとともに、民間事業者のノウハウの活用による効率的な実施体制の構築を行いました。</p> <p>また、新たに導入した事業選定の仕組み(業務の外部委託の可能性を探るための事業提案の募集を行うこと)について、対象業務の抽出を行い、事業提案の募集を実施しました。現在は、外部委託化を進めることとなった業務について、事業実施者の募集・選定手続きを進めております。</p> <p>これらの業務の実施状況等を検証し、適切な職員配置のあり方を引き続き検証してまいります。</p>	<p>平成27年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>さらに、提案型公共サービス実施制度については、平成26年度に新たに導入した事業選定の仕組み(業務の外部委託の可能性を探るための事業提案の募集を行うこと)の活用により、外部委託化を進めることとなった業務について、平成27年度より外部委託により実施しております。</p> <p>また、平成27年6月に策定した「八尾市行財政改革指針」において、人口減少や少子高齢化の進行を踏まえた適切な職員配置の必要性をうたっており、上記の業務の実施状況等の検証をはじめ、適切な職員配置のあり方を引き続き検証してまいります。</p>
------------------------	----------------	---	--	--

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表</p> <p>八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止することといたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>	<p>H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止することといたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>

3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	人事課	(1)期末手当・勤労手当	<p>ア)勤労手当の支給額の算定方法</p> <p>勤労手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤労手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤労手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤労手当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤労手当への反映はさせていない。評価結果を勤労手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。</p>	<p>H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>人事評価については、平成21年度から、管理職だけでなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職には、実績評価を加え、職員の人材育成を目的に、継続試行実施しています。勤労手当への反映については、平成26年5月の地方公務員法改正に基づく制度構築をしていく中で、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも検討してまいります。</p>	<p>H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>人事評価については、平成21年度から、管理職だけでなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職には、実績評価を加え、職員の人材育成を目的に、継続試行実施しています。勤労手当への反映については、平成26年5月の地方公務員法改正に基づく制度構築をしていく中で、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも検討してまいります。</p>
5	人事課 行政改革課	(4)超過勤務手当	<p>(市長部局等)</p> <p>平成18年度の所属別超過勤務時間(年間平均)が多い所属について、各所属内で超過勤務時間にばらつきが生じている理由及び特定の職員の超過勤務時間が</p>	<p>H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>平成26年度、簡素で効率的な組織再編を目的のひとつとして、組織機構改革を実施いたしました。業務内容や業務量等を精査した上での、必要な職員配置については、技術的に困難ではありません</p>	<p>H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>平成27年度、簡素で効率的な組織再編を目的のひとつとして、組織機構改革を実施いたしました。業務内容や業務量等を精査した上での、必要な職員配置については、技術的に困難ではありません</p>

		<p>他の職員と比較して著しく多い理由等を聴取した。</p> <p>その結果、前者については所属内における担当業務の内容により超過勤務に差が生じていること、後者については部総務担当としての業務にも従事している等、部内の間接部門としての役割も担っていることが判明した。</p> <p>また、超過勤務時間の多い職員の上位30名をリストアップし、それらを所属別に集計し、平均超過勤務時間を算定した結果は以下のとおりであり、所属ごとに算出した一人当たり超過勤務時間と上位者のそれを比較すると大きく乖離しており、特定の職員に超過勤務の傾向があると考えられる。</p> <p>「担当制」を導入して所属内の業務の効率化を図っているが、各所属の業務の性質上、特定の職員に業務が偏ってしまうことはやむを得ないと考える。しかし、それを理由に特定の職員に超過勤務時間が多いことを正当化すべきではない。業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討することとあわせて、超過勤務となる原因を分析し、その際、定型的な業務を整理し、マニュアル化するなど、定型的な業務の効率化を図れるよう検討すべきである。</p> <p>また、部内の総務担当を兼務している職員については、総務担当としての業務内容の現状分析を行い、各部の共通する業務については一元化できる余地がないかどうかを検討するなど、可能な限り業務が重複しないよう工夫すべきである。</p>	<p>すが、現在、国においても検討中であり、今後その動向を注視しながら、対応してまいります。</p> <p>なお、現在、定型的な業務や課内業務の質・量の平準化・効率化を図るため、業務改善運動を行う中でマニュアル化の取り組みの奨励、各部署に配属し、部局の裁量で各所属に配置するインセンティブアルバイト・インセンティブ人材派遣職員の配置、各所属の業務状況により自由に月8回設定するフレックスノー残業デーやロー残業マンス(19時退庁月間)の実施など、業務の効率化を進めています。</p>	<p>すが、現在、国においても検討中であり、今後その動向を注視しながら、対応してまいります。</p> <p>なお、現在、定型的な業務や課内業務の質・量の平準化・効率化を図るため、業務改善運動を行う中でマニュアル化の取り組みの奨励、各部署に配属し、部局の裁量で各所属に配置するインセンティブアルバイト・インセンティブ人材派遣職員の配置、各所属の業務状況により自由に月8回設定するフレックスノー残業デーやロー残業マンス(19時退庁月間)の実施及び翌朝始業前超勤の推奨など、業務の効率化を進めています。</p> <p>また、平成27年6月に策定した「八尾市行財政改革指針」において、適切な職員配置や業務執行のさらなる効率化の必要性をうたっており、上記の取り組みを進めるとともに、引き続き検討してまいります。</p>
--	--	---	--	--

4. 勤務の状況

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	人事課	(2) 勤怠管理	<p>①カードによる時間管理</p> <p>本庁においては磁気カードによる出退勤管理をおこなっているが、超過勤務を行わなかった場合には、退館時には磁気カードを通さないルールになっている。しかし、超過勤務手当の対象でない管理職の勤務状況を把握し、超過勤務を行っていないとする日についても勤務実態についての貴重なデータを把握するためにも、退館時も常に磁気カードを通して退館時間の把握を行うべきである。</p>	<p>管理職の時間外退庁時の管理については、平成21年度より本庁舎以外の出先機関についても、磁気カードによる出退勤管理を導入し、勤務状況の把握に努めておりますが、定時退庁時の出退勤管理に関する取扱については、今後も継続検討してまいります。</p>	<p>管理職の時間外退庁時の管理については、平成21年度より本庁舎以外の出先機関についても、磁気カードによる出退勤管理を導入し、勤務状況の把握に努めておりますが、定時退庁時の出退勤管理に関する取扱については、今後も継続検討してまいります。</p>

【平成21年度】委託契約及び工事請負契約の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

3. 契約別監査の結果

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市政情報課	グループウェアシステム保守業務委託契約、住民情報システム電算オペレーション業務委託契約(表中7、9)について	単価・工数の妥当性に関して、実績チェックが行われていない。システム更新時に実績チェックを行い、その結果を次回のシステム更新時の要求仕様へ反映すべきである。	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 グループウェアシステム保守については、業者選定時に保守内容と保守金額を合わせて評価を行い決定したものであり、その意味から妥当性のある金額となっています。そのため実績チェックについては、業務が契約内容どおりに履行されているかどうかのチェックと、できていない場合の指示などを目的として行うもので、単価・工数の妥当性を見出すために行うのは困難です。よって、平成 24 年度グループウェアの更新において、基幹システム最適化において精査した仕様を元に運用保守要件を精査した上で、設計開発と運用開始後5年間の運用保守費用の総額により費用比較を行い、価格競争入札により業者を決定しました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定) オペレーション業務については、業務担当課における自主的な業務改善、処理内容見直しや制度変更による増減が頻繁に発生しており、オペレーション単位で価格設定・工数を算出することは困難です。そのため、各オペレーション業務のチェックについても、業務担当課から要求のあった処理が間違いなくオペレーションされているかどうか等の実績チェックが中心となります。 上記を踏まえ、平成 27 年度に執行予定のオペレーション業務の入札では、現業務の実績チェックを行い、その結果を要求仕様書に反映して、より適正な調達を行います。	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 グループウェアシステム保守については、業者選定時に保守内容と保守金額を合わせて評価を行い決定したものであり、その意味から妥当性のある金額となっています。そのため実績チェックについては、業務が契約内容どおりに履行されているかどうかのチェックと、できていない場合の指示などを目的として行うもので、単価・工数の妥当性を見出すために行うのは困難です。よって、平成 24 年度グループウェアの更新において、基幹システム最適化において精査した仕様を元に運用保守要件を精査した上で、設計開発と運用開始後5年間の運用保守費用の総額により費用比較を行い、価格競争入札により業者を決定しました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定) オペレーション業務については、業務担当課における自主的な業務改善、処理内容見直しや制度変更による増減が頻繁に発生しており、オペレーション単位で価格設定・工数を算出することは困難です。そのため、各オペレーション業務のチェックについても、業務担当課から要求のあった処理が間違いなくオペレーションされているかどうか等の実績チェックが中心となります。 上記を踏まえ、平成 27 年度に執行予定のオペレーション業務の入札では、現業務の実績チェックを行い、その結果を要求仕様書に反映して、より適正な調達を行います。

【平成22年度】歳入の執行事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	住宅管理課	借上げ住宅の留意点について	市では現在借上の公営住宅はない。ただし既存の公営住宅のうち老朽化が進み、現在公営住宅を建替えるか、あるいは民間が新設した住宅を全室借り上げるなどを検討しているかねばならない。 公営住宅を設置している地区は、近隣に民間事業	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 現時点で、具体的に借上げ公営住宅の導入の計画はありませんが、借上げ住宅を活用する際には指摘事項に留意しながら検討することといたします。	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針 現時点で、具体的に借上げ公営住宅の導入の計画はありませんが、借上げ住宅を活用する際には指摘事項に留意しながら検討することといたします。

			<p>者の賃貸物件がある場合が少なく、既存の賃貸物件の個室ごとの借り上げは現実には困難であるため、一棟全体の借上が必要になることが予想される。この場合、民間の建設コスト回収将来の入居率の低下に関わらず、市が実質全室賃料の入居保証し将来の負担を残すことのないように留意する必要がある。</p> <p>バブル経済で地価高騰した頃、中堅所得者層に対し地価高騰の影響が賃料に転嫁されることがないよう安定して住宅を提供し、また農地の有効活用する観点から国の施策として全国の住宅供給公社において借上賃貸住宅制度が推進された。生産緑地法に基づく農地の有効活用農家の土地オーナーに対し、賃貸用建物をオーナー借金により建設させ、公社から受ける借上期間の賃料保証(入居者 100%を前提)を原資に建設資金を弁済し利益を得るというプランを提供した。</p> <p>ところが、①制度自体地価が高騰しつづけると仮定し、毎年入居者負担額が一定増加する設計であったが、賃貸住宅の建設が完了したころにはすでにバブルがはじけ、地価は下落基調にあったため、通増家賃が近隣相場に比して、高くなるころには入居者が減少していった。②公社は、入居者の支払う通増家賃と公社が負担する毎年低減する所得補てん補助金の合計(家賃保証)をオーナーに支払うことで採算のとれるプランであったが、上記の理由で入居者が減少したため、その損失部分を公社が抱える結果となった。</p> <p>公営住宅の入居率は低下していくことが当然予測されるため、借上住宅の契約締結にはこの点を十分に念頭に置く必要がある。</p>		
2	住宅管理課	共益費の算定について	<p>共益費は要綱に基づいて計算しているが、社団法人日本住宅建設産業協会賃貸管理委員会の賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書には、共益費として考えられる項目が示されている。</p> <p>この共益費と市の共益費を比較した場合、共益費として収受すべきものを収受していないものが多数ある。市営住宅に居住する住民と市営住宅に居住しない住民の公平性を確保するためにも要綱の改正も視野にいれ検討すべきであると考え。</p>	<p>平成 20 年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成 21 年度から現行の共益費を徴収しています。</p> <p>その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成 25 年度に検討を行った結果、金額改定を行わないことといたしました。</p> <p>今後は、次回の見直し時期に向け、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。</p>	<p>平成 20 年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成 21 年度から現行の共益費を徴収しています。</p> <p>その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成 25 年度に検討を行った結果、金額改定を行わないことといたしました。</p> <p>今後は、次回の見直し時期に向け、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。</p>

【平成23年度】教育行政における取組み等について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取組み等について

1. 学校規模の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取組み等の内容と改善の方針												
1	教育政策課	小規模校の適正化について	<p>小規模校が存在する中で、地理的条件等を考慮して監査人が再編可能であると考えられる学校園は次のとおりであり、規模の経済を享受しうる方策として検討すべきである。また、中学校が主体となって地域活動を実施するなどの地域性や、建替よりも建設費用が抑えられるなど効率性の観点から小中一貫校とすることが考えられる。次の2つのモデルでは(Ⅰ地区、Ⅱ地区)、幼稚園及び保育所も再編するモデルを想定している。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Ⅰ地区</td> <td>A 中学校</td> </tr> <tr> <td>B 小学校</td> </tr> <tr> <td>C 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立幼稚園</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">Ⅱ地区</td> <td>D 中学校</td> </tr> <tr> <td>E 小学校</td> </tr> <tr> <td>F 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立保育所</td> </tr> </tbody> </table> <p>これら2つのモデルケースにおいては、各学校の地域性などは考慮していないため、これらを考慮した学校規模の適正化計画を策定したうえで、関係者間の合意形成を図っていくことが望まれる。</p> <p>なお、各学校園の建物のうち最も古い建物の建築年度の翌年度から起算して60年後に建て替えることを仮定しているが、建替時期は単に築年数で決まるわけではないことにも留意が必要である。</p> <p>2つのモデルケースについて、小規模校のままそれぞれで運営する場合に発生する施設投資額の合計額は 21,519 百万円に上る。</p>	地区	学校園名	Ⅰ地区	A 中学校	B 小学校	C 小学校	近隣の市立幼稚園	Ⅱ地区	D 中学校	E 小学校	F 小学校	近隣の市立保育所	<p>H27.1.20 までの取組み等の内容と改善の方針</p> <p>高安中学校区における施設一体型小・中学校については、平成 28 年4月の開校に向け、平成 26 年 3 月、八尾市議会において関連予算について議決いただくとともに、平成 26 年4月、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」が設置され、具体的な内容について検討を行っています。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き、検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら引き続き、検討してまいります。</p>	<p>H27.7.20 までの取組み等の内容と改善の方針</p> <p>高安中学校区における施設一体型小・中学校については、平成 28 年4月の開校に向け、八尾市議会において関連予算について議決いただき、現在、新校校舎棟等の耐震補強工事及び改修工事を行っています。また、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」において、引き続き、具体的な内容について検討を行っています。</p> <p>また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き、検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら引き続き、検討してまいります。</p>
地区	学校園名																
Ⅰ地区	A 中学校																
	B 小学校																
	C 小学校																
	近隣の市立幼稚園																
Ⅱ地区	D 中学校																
	E 小学校																
	F 小学校																
	近隣の市立保育所																

2. 市立幼稚園の運営について

(1)市立幼稚園数の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取組み等の内容と改善の方針
2	教育政策課	市立幼稚園の再	現在、市立幼稚園がハード面で余裕のある運営を	市立幼稚園の再編については、八尾市幼	市立幼稚園の再編については、「就学前施設

		<p>編を検討すべきである</p>	<p>行っており、また、園の数が多く、園児1人あたり人件費が府内他市町村よりも高額になっている。また、今後も園児数が減少することを考えると、市は市立幼稚園の運営効率化を図るために再編を検討すべきである。</p> <p>この点、市は、幼保一体化を進める中で、幼稚園と保育所を就学前施設一体として捉え効率的な配置を検討しており、幼保一体化を計画的に進めていく必要があるが、まずは暫定的に幼稚園の再編を実施することにより、運営の効率化を早い時点で一部達成することができる。</p> <p>また、市は平成 27 年度までにすべての市立幼稚園の耐震化を完了することとしているが、再編を迅速に完了させることにより、将来の利用が見込めない建物に対する耐震化費用の投資を回避することが可能となることにも留意すべきである。園児の安全確保を図る上で優先的、重点的に耐震補強工事は実施すべきと考えるが、建替時期が近づいている施設等については、二重投資となることを認識して進めるべきである。</p>	<p>園審議会答申に基づき、望ましい園規模を確保するために、統廃合について取り組む必要があると考えており、幼稚園の再編もあわせた公立の就学前施設における幼保一体化の推進について基本的な考え方を平成 24 年 12 月にとりまとめました。今後は、平成 27 年度に示す幼保一体化の全体像に基づき、幼稚園の再編及び認定子ども園の整備に取り組んでまいります。</p> <p>一方で、いつ発生するか分からない大地震に備え、耐震化工事などの施設整備経費は、園児の安全確保を図るためにも最も大切であると考えており、施設の耐震化計画を進める中で、経費の二重投資を避けながら、施設の再編をできる限り進めるよう努めてまいります。</p>	<p>における教育・保育と子育て支援～公立の認定こども園の整備～(素案)』をとりまとめ、市民意見提出制度の実施いたしました。今後、市民意見を基に検討を加えるなかで、幼稚園の再編を進めてまいります。</p> <p>一方で、耐震化工事などの施設整備経費については、建替時期が近づいている施設はなかったことから、園児の安全確保を図るため、平成 27 年度中にすべての市立幼稚園について耐震化を完了することとしております。</p>
--	--	-------------------	---	---	---

(5)医療券(診療報酬請求書)について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	学務給食課	医療券使用に係るチェックを実施すべきである	<p>診療報酬の支払については、市に提出された医療券が根拠資料となるが、実際に医療券どおりの診療が行われたかどうかについては何らチェックが実施されておらず、就学援助制度における医療券の比重は高まっているため、適切な管理・監督を実施すべきである。</p> <p>なお、医療券のチェック方法としては以下のような方策が想定される。なお、これらの方策は専門性が高く、個人情報保護への配慮も必要であり、非常に困難と想定されるため、医療担当部署への実施依頼も検討すべきである。</p> <p>また、すべての医療券や医療機関について、以下のチェックを実施するのではなく、金額的な重要性やリスクを考慮して、サンプルベースで実施することが、費用対効果も勘案した中で現実的な対応と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関別の医療券使用状況の分析 ・ 健康保険のレセプト等関連する書類との照合 ・ 医療機関の視察、医療事務従事者に対する質問 	<p>H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために、チェック方法を検討する過程の中で医療機関別の医療券使用状況につき分析を進めているところです。</p>	<p>H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>公正、公平かつ継続可能な就学援助制度とするために、チェック方法を検討する過程の中で医療機関別の医療券使用状況につき、引き続き分析を進めているところです。</p>

**【平成24年度】水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について**

1. 中長期的に持続可能な水道事業の経営に向けて

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	経営総務課 施設整備課	水道局全体としての経営計画の策定について	管路耐震化計画及びダウンサイジングの検討を含めた配水施設の更新を有機的に結合した中長期的な経営計画が策定されていない。 管路耐震化・配水施設の更新等を含めた総合的な中長期的経営計画の策定が必要である。	経営計画に方向性を与える水道ビジョンについて見直し作業を行った結果、その理念、基本方針については国が示す新水道ビジョンとも合致しているため今後も踏襲することとしました。 そのような中で現在、国が主導しているアセットマネジメントの手法を使用し、管路耐震化・配水施設の更新等を含めた中長期計画となる経営計画を策定中です。	現在、国が主導しているアセットマネジメントの手法を使用し、管路耐震化・配水施設の更新等を含めた中長期計画となる経営計画を策定中です。

4. 効率的な資金運用について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	経営総務課	現金預金の運用について	平成 23 年度における資金状況であれば、1,000,000 千円の資金運用が可能であったが効率的な資金運用を行っていなかった。 適切な資金残高と資金運用額のバランスの検討が必要である。	水道使用者から頂いた大切な資金の運用については、余剰資金を安全性を確保した上で効率的な運用に努める必要があります。八尾市水道局資金管理運用基準に基づき、当局の余剰資金の運用については、安全性・確実性を最優先とし、当該基準のもと金融機関への定期預金を実施しています。 また、資金運用基準の見直しの一環で、平成 27 年度以降、金融機関以外に対して資金運用も行えるよう関係機関と、現在協議を行っています。	水道使用者から頂いた大切な資金の運用については、余剰資金を安全性を確保した上で効率的な運用に努める必要があります。八尾市水道局資金管理運用基準に基づき、当局の余剰資金の運用については、安全性・確実性を最優先とし、当該基準のもと金融機関への定期預金を実施しています。 また、資金運用基準の見直しの一環で、金融機関以外に対して資金運用も行えるよう関係機関と、現在協議を行っており、引き続き検討を進めてまいります。

5. 経営管理体制の確立について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	お客さまサービス課 工事管理課	滞納債権の発生原因別の管理について	市水道局では、滞納債権を発生原因別に分類できるような管理をしていない。 滞納債権の有効な管理方法である、発生原因別の管理を行うことを検討すべきである。	引き続き、滞納整理の現場においては、個々の事案ごとではあるが、必要に応じて滞納者の生活状況等を聴取するなどして、滞納の発生原因の把握に努めております。 平成29年度から導入予定の新水道料金システムにおいては、滞納債権を発生原因別に分類できるように現在、システムの仕様について検討作業を行っています。	引き続き、滞納整理の現場においては、個々の事案ごとではあるが、必要に応じて滞納者の生活状況等を聴取するなどして、滞納の発生原因の把握に努めております。 平成29年度から導入予定の新水道料金システムにおいては、滞納債権を発生原因別に分類できるように現在、システムの仕様について検討作業を行っています。

**【平成25年度】公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について**

1. 道路、橋梁及び水路・河川について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	都市整備課	ダウンサイジングに係る財政効果の試算	市では、都市計画道路について、将来の人口減少や社会情勢に適合するような見直しを、継続的に行っているところであるが、幅員については、見直しの決定にまでは至っていない。例えば「弥刀上ノ島線」の計画幅員は最大 25mと広い状況である。 人口減少が見込まれる現状において、将来の交通量予測が計画時よりも少なくなっている場合には、路線の建設が必要であっても、その幅員を減少させるかどうか(計画変更)の検討は必要である。	平成26年度において、見直し後の都市計画道路の整備について選択と集中による重点的な整備を実施するため、整備優先度の高い路線の選定を行いました。 今後は選定した路線の線形及び幅員等の検討に入ることといたします。	現在まで、選定路線の将来交通量の推計や法令に基づき、車線数や幅員構成を検討し、警察署や道路管理者等の関係機関と協議を行なっているところです。今後とも幅員縮小等に伴うコスト縮減による財政効果を発現できるよう努めてまいります。

2. 下水道について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	下水道経営企画課	長期的な経営方針の立案及び中長期的な経営計画の策定について	下水道事業に係る長期的な経営シミュレーションが実施されていない。 長期的な経営方針の立案及び中長期的計画の策定のためにも、10年を超える長期的な経営シミュレーションを実施する必要がある。	公営企業の経営について、国から「公営企業会計導入」等の取り組みが求められており、本市においては、平成27年度から導入することとしております。合わせて国から「中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定」について求められており、本市においては、国から平成26年度内で示される詳細を待って、平成27年度から検討に着手する予定としております。	平成27年度より公営企業会計を導入し、「経営戦略の策定」については、総務省「公営企業の経営に当たっての留意事項」および「公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会報告書」に基づき検討に着手いたします。

【平成26年度】生活保護事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 生活保護事業の実施体制

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。 市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人員体制の整備を図ることが必要である。		生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。

3. 支給手続

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	生活福祉課	現金管理の徹底について	未渡しの現金の封筒について確認したところ、テープで封がなされていた。現金の入った封筒については、糊付け及び封印をし、より徹底した管理を行うべきである。また、封印した封筒を開封する場合は、そ		現金での窓口支給に際し、現金の入った封筒を糊付け及び封印するよう運用を変更いたしました。 また、封印した封筒を開封する場合は、新た

			<p>の担当者を記録する等、管理を徹底すべきである。</p> <p>また、封筒に貼付する名前ラベルについては、生活保護システムから出力されたものを使用すべきであり、金額が変更になった際についてもラベルを生活保護システムから出力できるように生活保護システムでの対応を検討すべきである。</p> <p>さらに、現金管理リスクを軽減するため、現金の封詰めから現金の保管までの一連の現金管理について、銀行等に委託することも検討すべきである。</p>		<p>に作成した管理表に該当受給者名、担当者、金額、処理内容等を入力することとし、紛失等の防止に向け、管理の徹底を図りました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>封筒に貼付する名前ラベルについては、現在、生活保護システムの更新に向けた準備を進めており、新システムにおいて、システムから出力できる機能の導入を検討しております。</p> <p>現金管理における委託業務につきましては、大阪府下の状況について検証を行いながら、導入の検討を行っております。</p>
--	--	--	--	--	---

5. 被保護者に対する訪問調査

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	生活福祉課	より適切な訪問管理の実施について	<p>ケースワーカーへの訪問調査の指導結果の顛末について、管理職や査察指導員による確認が実施されていなかった。訪問調査について、査察指導員や管理職による顛末確認を実施すべきである。</p> <p>また、現在の生活保護システムでは、訪問計画と実績の一覧形式での対比ができず、顛末確認に多くの時間を要するため、システム機能の充実も検討されたい。</p>		<p>査察指導員は、ケースワーカーに対する訪問指導の結果確認について、ケース記録を再度閲覧しなくても、顛末確認を一見して把握できるよう、新たに作成した「訪問進行管理表」により行うことといたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>現在、生活保護システムの更新に向けた準備を進めており、新システムにおいては、訪問調査の状況一覧がシステムから抽出できるような訪問管理機能の導入を検討しております。</p>

8. 生活保護費の返還と徴収及びその債権管理

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H27.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H27.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	生活福祉課	収納率の目標値設定等、早期の債権回収について	<p>市は、国庫負担金の精算時に、未調停の債権を考慮する必要がないため、分割調停を認めている債権で調停が未了であるものについては残高把握をしていないが、発生主義に基づいて債権管理を行うべきであり、今後はこのような債権についても金額を把握し、推移分析を行うことが必要である。</p> <p>一方で現在分割調停を認めている債権は収納率が悪化しており、調定した債権を現年内に回収することが重要となる。</p> <p>収納率の向上を図るため、債権管理チームを編成し、目標収納率を設定し、その向上を促進する取り組みを行う等の方法を検討することが求められる。</p>		<p>分割調停を行っている債権について、債権総額の推移状況の把握のために、今後、年度末において、把握を行う予定です。</p> <p>また、収納率の向上を図る取組みとして、債権管理を担当するグループが中心となり、滞納案件及び滞納状況を交渉経過から精査して、まず交渉可能な案件を抽出するようにいたしました。また、これに基づき、8月から訪問等による個別交渉を進めることとしました。</p>